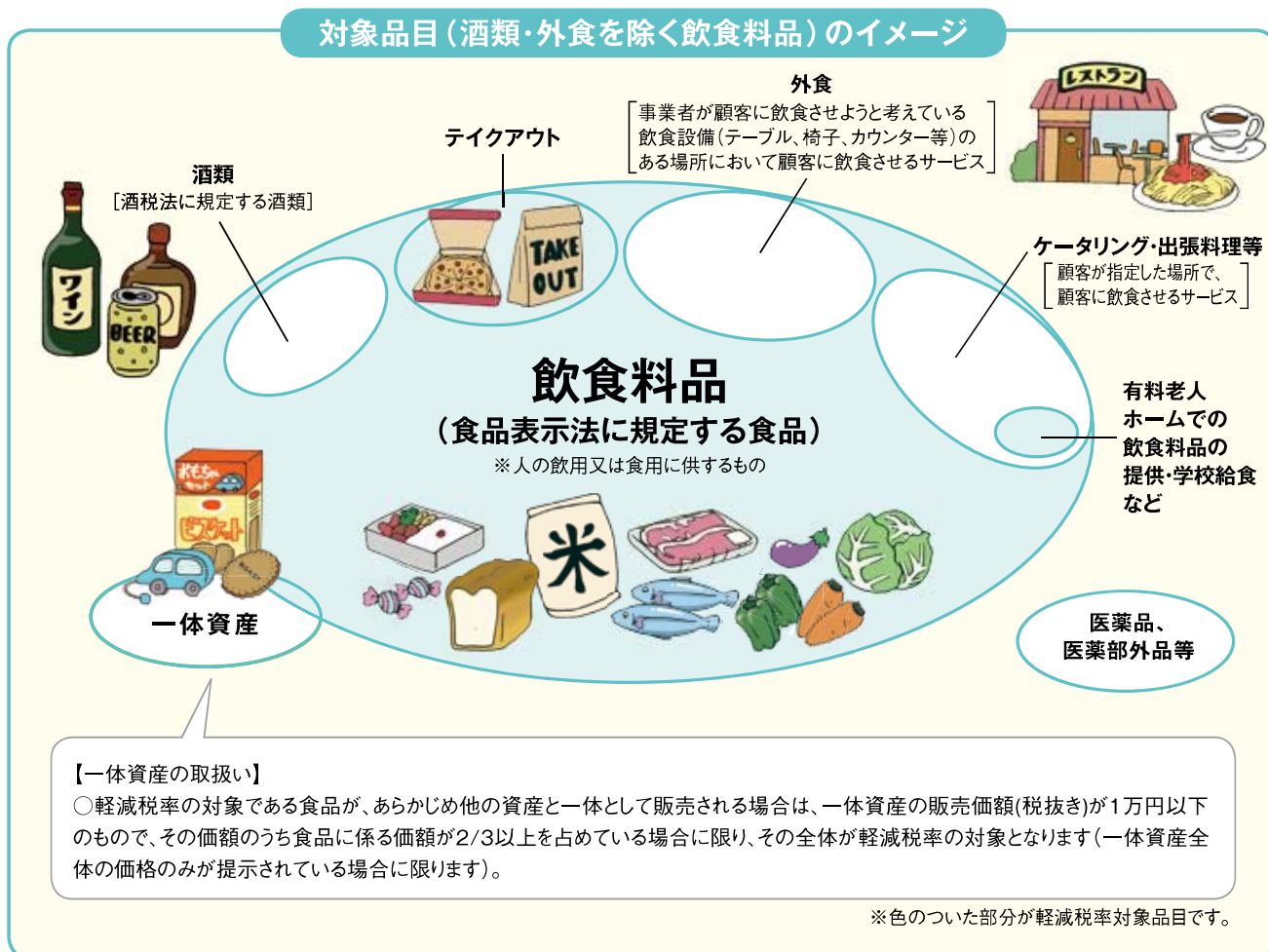


Q15 「消費税の軽減税率制度」って何？

消費税の軽減税率制度は、消費税率上げに伴い、低所得者に配慮する観点から、平成31年10月1日より「酒類・外食を除く飲食料品」及び「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」を対象に導入されます。軽減税率対象品目の税率は8%（国6.24%、地方1.76%）となっています（標準税率は10%（国7.8%、地方2.2%））。



なお、複数の税率が適用される制度の下で適正な課税を確保するため、平成35年10月から、適格請求書等保存方式(いわゆる「インボイス制度」)が導入されます。また、それまでの経過措置として、平成31年10月から4年間は事業者の準備など執行可能性に配慮して、簡素な方法(区分記載請求書等保存方式及び税額計算の特例)とされています。

